

午前 9時57分 開議

○委員長(桐生清太郎君) おはようございます。これより予算審査特別委員会を再開いたします。

現在の出席委員は16名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は、議第2号から議第11号までの計10件の審査を行います。また、質疑をする際は起立をし、簡潔にお願いいたします。

それでは、議第2号 平成24年度胎内市国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。

初めに、歳出全般について質疑を行います。ご質疑願います。

新治委員。

○委員(新治ひで子君) おはようございます。240ページの保険給付費、療養諸費と高額療養費について2点お願いいたします。

この療養諸費についてなのですが、昨年度の予算書を見るとマイナス1,770万円だったので、今回は8,775万円と伸びというか、多くなっていますけれども、これは利用者数の伸びなのか、治療費がだんだん高額になっているのか、その内容についてお伺いします。

もう一点は、高額療養費についてなのですが、これも年々増えていっているわけですが、利用者数とその内容についてお伺いいたします。

○委員長(桐生清太郎君) 藤木市民生活課長。

○市民生活課長(藤木繁一君) おはようございます。まず、最初の一番上段の療養諸費なのでございますけれども、前年度の予算が20億9,900万円というふうなことなのでございますけれども、当初予算で見込んだ額よりも2年……失礼しました。この時点では23年度ですので、22年度の医療費なのでございますけれども、たしか当初予算で5%見たのだけれども、実績は7%ぐらいでかなり増えたのですね。そういうものですから、前年度の療養諸費ですか、20億9,900万円、これがその前の年、21年度、22年度あたりで勘案して出したものですから、結果的に前年度、23年度当初予算に見込んだ金額がちょっと少な目に見ていったというふうなことでございます。予算どおりなかなかないというふうなことでございまして、今回については実績見込みの6%を見ておりましたし、23年度につきましては、前年度ですけれども、実績見込みの5%増と見たのですけれども、22年度については7%増というふうなことで、その辺ですね、前年との比較となりますと、そういうふうなその年度、その年度上げ幅を上昇率を増減、その年度によって増減をして勘案しながら見ているものですから、ちょっと本年度、前年度の比較となると前の年がマイナスなのに今回はプラスになったというふうなことなのでございますけれども、療養諸費については実績といたしましては20年度には前年度よりも減ったというふうなことでございましたけれども、21、22年度は5%、7%ぐらいずつ増えていますし、また23年度は若干落ちまして今のところ1%強ぐらいの

増になっていますけれども、そういうことで前年度と比較しますと毎年同じような伸びで見えないので、そういうふうな現象が起きるといふふうなことでございますので、よろしく願います。

それから、高額の方なのでございますけれども、件数といたしましては20年度が2,880件、21年度が3,260件、22年度が3,428件と年々件数も増えてございますし、また金額の方もここ2年ぐらいは10%強ずつ前年度比で増えているというふうな状況でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） 高額医療費は1カ月の自己負担限度額を超えた分を支給されるというので、利用者も大変助かっていると思います。高額となると、がん治療とか大きな治療費だと思うのですが、そういうためにがん検診とか健康診断、その他を人間ドックとかを市は奨励しながら取り組んでいるわけなのですけれども、この医療費の伸びと検診との関係はすごく大きいと思うのですが、医療費の伸びに対する今後の対策としてはいかがでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） まず、人間ドックでございますけれども、人間ドックにつきましては20年度から21年度、22年度とそれぞれ20年度が720件、21年度が770件、22年度が827件というふうなことで、それから喀たん検査、CT検査もそれぞれ伸びてはおります。しかし、医療費も毎年前年度比で伸びてきている、特に21、22年度については非常に伸びが大きかったわけでございますけれども、そのでは原因がどれかというのはなかなか難しいのですけれども、全体に入院もそれから通院も伸びているということなのですけれども、やはり医療費については大きな1人でもやはり1,000万円近い医療費が出ることもありますし、それによってかなり違ってくるというようなことで、特に21、22年については脳血管疾患とか、特に22年度についてはお一人で2,600万円というのがございましたし、それから22年度も白血病とかリンパ腫とかで1人で1,500万円、そういうふうなのがありますと非常に医療費に急にぼんとはね返るといふふうなことでございまして、確かにドックについては年々伸びてはいるのですけれども、そういうふうな疾病の内容によってはお一人でもかなりはね上がるものが出てくるというふうなことで、その辺がかなり影響しているというふうなことでございます。そういうことで、今後の私どもの対策ということなのですけれども、やはり特定健診、特定健康指導、どの県もなかなか伸びが鈍いのですけれども、その辺もやはり力を入れていかなければならないというふうに感じております。

○委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 医療費の増大というのは、各市町村によって、規模によって相当国保の関係は今後ますます厳しくなってくるというふうに思っているのだけれども、逆にこれからというか、例えば広域的な管理、あるいは県単位で一元化するとか、いろいろそういう議論も全国的にされているというふうなお話も聞くのですけれども、新潟県では合併してからそろそろ30市町村

というふうな規模になっているのだけれども、県の中でそういった今後将来を見通す中で一元化と話というのは出ていないですか。議論していこうではないかとか、そういう問題というのは、国保に関して。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） これにつきましては、後期高齢者医療がこの辺の見直しというふうなことも絡んでくるのでございますけれども、特に新潟県内独自で1つにまとまっていこうというふうなことでの今話し合いはないのですけれども、高額医療費の関係それぞれについては、もう以前から県内全体をプールした形で進めるというふうなことでございます。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で歳出の質疑を打ち切ります。

次に、歳入全般、一時借入金及び歳出予算の流用について質疑を行います。ご質疑願います。
小林委員。

○委員（小林兼由君） 胎内市では課税方式は応能応益割、50対50ということですが、他町村では所得割、資産割、均等割、平等割という4方式を採用しているところも多いわけですが、そうなった場合税としてはどのような違いが出てくるのかということと、税の滞納者に対して短期保険証と資格証明書で対応しておられるわけですが、資格証明書となると受診時において治療費を全額窓口で納めなければならないので、受診率が下がると、受けにくいという声も聞こえるのですが、それはやむを得ないことなのですか。ほかの対応方法ありませんか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） まず、応益応能の関係なのでございますけれども、所得関係を重視するか、あるいは資産関係を重視するか、それから個人関係、あるいは家族ですね、その辺の割合をどうするかというふうなことで決まってくるわけですが、いずれにしても保険税として幾らもらわなければならないのかというようなことについては、どういうふうな方式をとっても変わってはこないというふうなことなのでございます。ですから、所得関係でウエートを置くのか、例えば資産とかの関係でウエートを置くのかというふうなこと、それから個人にウエートを置く、あるいは家族全体としてなのか、平等割ですけれども、その辺の違いは出てきますけれども、どちらにしてもいただく保険税についてはどこの市町村もそういうふうな、要するに足りない分は給付費から国庫とか収入を差し引いた分を全部保険税で賄うというふうな方針でございまして、そのような方針がございまして、いただく保険税については変わってこないというふうなことでございます。

それから、資格証の件なのですけれども、確かに資格証につきましては胎内市も今現在3通ほど発行してございますけれども、ではそれにかわるものがというふうなことであれば非常に難し

いというふうなことで、この資格証につきましても一応滞納者には納税相談においでくださいというふうなことでいろいろと取り組みしているわけですが、やはり全然応じないというふうなことでやむなく資格証というふうなことで出しているわけですが、やはり被保険者全体の負担の公平性というふうなことを考えればやはりやむを得ないのかなと、ではそれにかわるものが何かというふうなことであれば、それは非常に難しいと申しますか、そのかわるものが何かというのはなかなか、どこの市町村も多分同じだと思うのですけれども、非常に難しい部分があるというふうに思います。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） どのような方式でも保険税としてはあまり変わらないということで了解しましたが、今短期保険証と資格証明書の発行は何人くらい発行されておられるのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） ことしの2月20日現在では、資格証が36世帯、それから短期証が166世帯ということになります。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 資格証が36世帯で短期保険証が166 这样一个厳しい社会ですとこれは幾ら納税の相談をやってもこの数は減っていかないと、滞納はだんだん増えるばかりだと思いますが、これは長期間にわたってこういう方式を続けていくということなのですか、納税できない人は。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 短期証は3カ月というふうなことでございますので、やはりその方の状況に応じては3カ月、3カ月と更新でいく人もございますし、それはその方に応じての対応となります。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 私前にも言ったことがあるかと思いますが、そういうものになかなか応じ切れないと思うのですよね。そういった場合、資産がある場合何かそういうものを担保に入れると言うと語弊がありますが、そういう何らかの方式で緩めてやるという方法は考えられないものですか。そういう資産を担保みたいに関一時預かって、その分補てんしますというような方式はとられないものですか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 収納については、税務のほうの収納のほうにもお願いしているわけですが、差し押さえというふうなことはやっておりますし、また県の徴収機構は私どもも加入して一生懸命取り組んでいるということで、国保の滞納については減ってきているのですけれども、今お話しの一時的担保にというふうなことはちょっと今やっていないと思うの

ですけれども、その辺をちょっと可能なかどうか、それはちょっとまた検討させてもらいたいというふうに思います。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） それでは、どうしても体のぐあいが悪いと、受診したいのだと、しなければならぬのだと、でもそれでもお金がないという人は、ずっと苦しんでいるよりほかないわけですね。だから、そういうせつかくある資産をその人たちが利用できるような、そういう差し押さえではなくて了解のもとに担保にさせてもらうということの、それでもし病気が治ったという場合それを解放してやるという方式は考えられないのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） ですから、その辺について今やっていないと思いますけれども、もし可能なのであれば検討させてもらいたいというようなことでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 久保田税務課長。

○税務課長（久保田雅勝君） 私ども収納関係につきましては、当然そのような人が相談とか来た場合、無理にそういうふうな形のことではしなくて、相談に乗ってよりよい方法を考えながら行っていきたいと思っております。当然そのような方向で行っております。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） まことに単純な質問で恐縮なのですが、211ページ、歳入の総括ということで、保険税の一番上ですね、総括出ているのですが、24年度については2,000万円ほど増えるよと。昨年について見たのですが、昨年は、昨年というかことしですね、ことしはその前に比べたら4,000万円ほど減っていたのです。4,000万円ほど減って、また今度2,000万円増えると、こういった大きな理由は何かなというのが1つと、あと今小林委員に関連するかもしれないのですが、国民皆保険ということでだれしも保険に入っていると思うのですが、私も健保に入っているのですが、この胎内市において例えば保険に入っていない人がいるのかなという単純な質問なのですが、いるとすれば私は生活保護とかそういう形で対応してくれるのだと思っているのですが、その辺の中身。2点ほどお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 1点目の保険税の関係でございますけれども、昨年の予算書と比較して、またことしというふうなことで、4,000万円減ったり、ことしは2,000万円増えたりというふうなことでどうなっているかというふうなことでございますけれども、これも先ほど新治委員さんの保険給付費のほうと非常に関係するというふうなことでございまして、その見方によってこの辺も変わってきますし、それから繰越金も年々当初予算と比較してまた違ってくるわけでございますので、その辺いろいろ給付費とか繰越金とかさまざま勘案して、その辺が毎年変わってくるものですから、保険税については先ほどお話ししましたように出る分から国庫とかの入る

分を引いたのを保険税で賄うというようなことをございますので、給付費の見方等によってこの辺についてもかなり変わってくるというふうなことをご理解いただきたいと思います。

それから、保険に入っていない方がおられるのかというふうなことなございますけれども、私どもはやはりこれ日本国民ということで必ず何かの健康保険に入らなければならないことになってございます。これ法律で、ですね。ですから、そういう方はいらっしゃらないというふうなことございます。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） ちょっと歯切れ悪いというか、よくわからない部分も私もあるのですが、それだけ医療の部分でこぼこするので、なかなか予算的にも変わってくるよということだというふうに理解していいのかなという部分と、あとみんな入っているというふうに思っていると、加入しているというふうに思っているということなございます。それは実態としてそういうことで、もういないということ言い切っていいのでしょうか。入っていないという人はいないというふうに考えていいのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 先ほどもちょっと触れましたけれども、必ず何かしらの健康保険は入らなければならないのですね。ただ、住所不定とか浮浪者とか、もしかそういう方に入っておられない方がいる可能性はございます。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） わかりました。そういう把握できない人は入っていない可能性はあるよと、あとは生活保護の世帯の方は健康保険に入っているのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 生活保護の方は健康保険は入っていません。保険証はお返しして、今度は保護のほうの制度で医療費を支給します。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） その方は大体何人くらいおられるのでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 生活保護で認定された者全員でありますので、今百……
〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉課長（天木秀夫君） 全員であります。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で議第2号の質疑を打ち切ります。

次に、議第3号 平成24年度胎内市後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

予算全般について質疑を行います。ご質疑願います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で議第3号の質疑を打ち切ります。

次に、議第4号 平成24年度胎内市介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般、一時借入金及び歳出予算の流用について質疑を行います。ご質疑願います。

丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 最初に、歳出、331ページ、任意事業の内容なのですけれども、きのうの一般会計予算でも議論になったのですけれども、配食サービス、監査で一般会計のほうでやるようになったということなのですが、それでもなおかつ156万6,000円ここにあるのはなぜかというのが1つ。

あと、紙おむつの支給事業975万円ありますが、この事業の内容、介護度によって枚数があることだと思うのだけれども、年間とか月の枚数がどれくらいか、以上についてお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） まず、1点目の配食サービスの件なのでございますけれども、今回介護保険事業会計に計上した分と一般会計に計上した分というふうなことで分けさせてもらったというふうなことでございます。地域支援事業に当たる部分、これは補助対象でございますけれども、156万6,000円、これについては主に弁当の配達、そしてお宅に伺って安否確認をするというふうな作業の分についてこの介護保険会計に計上したと、それ以外の分については会計経理を明確にしなさいというふうなこともございましたので、一般会計のほうに移したというふうなことでございます。

また、紙おむつなのでございますけれども、これにつきましては要介護3以上の方で在宅で生活しておられる方につきましては、年3回、月額2,500円相当でございますので、年3回、1回で1万円相当になりますけれども、それを年3回ですね、年額では3万円なのですけれども、それに見合う紙おむつ、それからパッドですね、その方に合うものを調べて支給をしていると、配達しているというようなことでございます。

また、紙おむつのほうの件数なのでございますけれども、2年度実績で延べ808人というふうなことでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（藤木繁一君） 失礼しました。今回の計上した975万円なのですけれども、予算上の人数は945人で見ているというふうなことでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） ありがとうございます。

紙おむつの支給のときは、たしかごみ袋も無料で支給しているということだと思うのですが、

それはそれでいいですか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 23年度から紙おむつを配達するときに一緒に持っていっているということでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） それと、もう一つ任意事業の中で家族介護支援事業が今年度から何か見えなくなったのですけれども、この内容についてはどこかに回したのでしょうかね。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） それにつきましては、今回介護保険事業会計のほうから一般会計のほうの認知症施策総合推進事業というふうなところを今回新たに設けましたけれども、そこに一緒に計上したというふうなことでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） わかりました。

それから、24年度から今度新たに、私も去年の第3回定例会、9月の定例会のときに質問したときはまだはっきりしないということだった内容で、介護保険法の改正で、ここへ予算書に出ていないのではないかなと思われるのでお聞きしますけれども、市町村の判断で介護予防だとか日常生活支援とか、その総合事業を創設できるだとか、あるいは24時間対応の定期的な巡回とか随時対応型の訪問介護、この2つを組み合わせる複合的なサービスが行えるということに法改正されたのですけれども、9月の定例会の質問のときはまだ先がわからないので、保留になって検討中ということになっていたと思うのですが、新年度予算編成するに当たって介護保険法で改正されたような施策が反映されているのかどうか、伺いたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） まず、最初の日常生活総合支援事業でしょうか、そこでいろいろと載っているわけでございます。ただ、配食サービスとか主にその辺とか、今私どもで取り組んでいる内容が多いかと思えます。そして、あと24時間巡回型の訪問介護、それから訪問看護ですね、それなのですけれども、やはりそういうサービスはこれから非常に重要になってくるというふうなことで考えてございます。しかし、やはりそれについては医師免許を持っている方の関係とか、非常に看護師、クリアしなければならない大きな問題がたくさんございますので、我々も働きかけてまいりますけれども、やはり事業者さんのほうで結構協力してもらわなければならないのですけれども、非常にちょっとハードルが今分は高いのかなというふうな、こう感じております。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） わかりました。人数がどの程度あるかという把握と、実際にやるとしたら

いろんなことでハードルがあるということについてのこれからの検討課題だなというふうに私も認識しています。

それで、あと歳入のほうで保険税の問題なのですけれども、30ページになりますが、介護保険というのは、ここに出てくるのは65歳以上のものなのですが、普通徴収と特別徴収でこれは過年度繰り越し分ということで50万円しか出ていませんが、実際に過年度の滞納額、あるいは滞納人数というのはどうなっていますか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 済みません。ちょっと今探させてもらいたいのですけれども、後でまた答えさせてもらいます。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） それと、2年度から、ここにもちょっと出ていますけれども、国と県が拠出している財政安定化基金の取り崩しが可能になるということになると思うのですけれども、今回科目起こして1,000円というだけは載っていますけれども、実際にその残高どれくらいありますか。あるかわかりますか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 介護保険の給付費準備基金……

〔「違います」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 失礼しました。今回1,000円載っているのですけれども、これにつきましては国のほうでも保険料のアップ分について何とかその辺を取り崩しながらというふうなこともございましたけれども、問い合わせしたのですけれども、今回は県のほうでもこの基金については取り崩しをしないと、保険料の増分と申しますか、その辺についてこの辺を取り崩しをしてはというふうなことで、私どもちょっと確認したのですけれども、保険料についてはこれについては今回は充てませんというふうなことでございましたので、今回1,000円というふうなことでしてございます。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 市の拠出分というのは幾らぐらいあるのですか。市が拠出していますよね。それぐらいは取り崩せるのではないかと思うのだけれども、幾らありますか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 確かに市の拠出分幾らというのはございますけれども、今私どものほうの額が幾ら、今ちょっと数字、今はっきりした数字をお示しできない事でありまして、また後ほどお答えさせていただければと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 私は、今回保険料が40%平均上がるということの中で1億5,000万円ぐらい昨年と比べて増額になるわけですけれども、いろいろ段階を1段階にするとか、その中でも負担割合を変えるとかして、そういう部分については評価できるのですけれども、それでもやはり相当な負担増になるということの中で、まだやはりこれが例えば過大見積もりであって、3年間この保険料というのは変えられないのだということになると積み立てが増えるのではないかというふうに予想されるし、あと今私が言った拠出金を65歳以上の人に求めておきながら、65歳以上の人から保険料を徴収した中から拠出金が出ているわけですよ。それが基金があるのであれば、それはやはり全額取り崩してでも保険料を、自分たちの保険料なのだから返せと、戻すべきだというふうに私は考えるわけです。

それと同時に、市単独で持っている準備基金も含めて全額取り崩すということをやった上で保険料、これは国保と違って全額取り崩すと、風邪引いたとか手術したとか、そういうことで基金が危うくなるような会計ではないというふうに思うのです。だから、そうした場合にどこまで引き下げられるのかということをやったり考える必要があるのではないかと、県がだめだということには私はならないと思うのですよ。県の安定化基金というのは、市町村が赤字になりそうな場合は貸し付けできるということになっているわけだから、これだけ大幅な値上げをせざるを得ない状況になれば大幅な赤字ですから、当然県はこの貸し付け、あるいは取り崩しに応じるべきだと思うのですけれども、なぜ県があえてこれだけ高額な負担をせざるを得ない市町村に対してだめだと言い張るのか、私はちょっと理解できないのだけれども、そういう別な意味での努力をもう一工夫できなかったのかということについて改めてお聞きします。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 県のほうには確認して、そういうふうなことだったのでございますけれども、また私どもその辺について今後のこともございますので、また交渉させてもらいたいと思います。

また、準備基金のほうなのでございますけれども、これについては約1億5,000万円から6,000万円ぐらいはありますけれども、それが年々年々取り崩しをしてきまして、23年度末には五千数百万円ぐらいしかなくなるのではないかというふうなことを予想しているわけでございます。そうしますと、24年度からの第6期分で今回設定した保険料で十分賄えればいいのですけれども、それが今回の第5期のように見込んだ額よりも給付費が増えてくると、やはり基金を崩さざるを得ないと、それがなくなると借り入れというふうなことになってしまいますので、そういう事態は避けたいというふうなことで考えて、今回5,000ちょっとですね、基金についてはやはりその辺の安全面を考慮して確保したというふうなことでございますので、我々できることについては私どもなりにやったつもりではございますけれども、その辺については今後またいろいろと検証して次回に生かしていきたいというふうに思います。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） わかりました。

それで、仮のことで申しわけないのですけれども、例えば今回平均40%値上げして、それが結果的にいっぱい徴収あったと、徴収し過ぎた、過大見積もりがあったと、言い方は悪いですが、なのだという場合に、3年間保険料というのは変えられないわけですか。途中で一定額保険料が徴収し過ぎたので、途中で3年間の間に最後の年とかに保険料を下げるということは可能なのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） その辺については、恐らく……その辺勉強不足で申しわけございませんけれども、私はできないものと思っていたのですけれども、またちょっとその辺確認させてもらいたいと思います。原則としては変えられないというふうなことだと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 単純な質問で申しわけないのだけれども、施設待機者が大勢いるわけですが、そういう優先順位と言うと語弊ありますけれども、要介護度等においてはそういう優先順位とかそういうものはないのか、それとも優先順位を決める基準はあるのかということと、理想は在宅介護であるののでしょうか、なかなかそれに応じられる人もいないということで、介護する人は大変なのですけれども、介護手当胎内市としては5,000円出しているわけですが、近隣の市町村と比べてこの5,000円というものは高いほうなのですか、安いほうなのですか、その辺わかりましたらお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 施設の待機、特別養護老人ホームがほとんど人数的には一番多いわけでございますけれども、この辺につきましては各施設のほうで入所判定委員会を設けて、要介護度、それから認知症とか家の状況とか、いろいろ経済状況とかを勘案して入所できる順位を決定しているというふうなことでございます。要介護度1つだけではないというふうなことでございますので、よろしくをお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 介護手当の関係でありますけれども、私はまず県内の状況を今確認している最中で、というのは以前にもいろいろ議員さんの方から質疑をいただきまして、その5,000円というものはどうなのかという話があります。それで、介護を専門にやられて常時介護している方のために就労もできない、勤めにも行けない、それで介護のために一日費やしているという方について今支給しているわけですが、そういった介護保険のほうの当然サービスも利用しているという方が主だと思います。そういった介護サービスを利用してやはり負担をしているという部分も含めまして、今言った介護者の慰労という部分もあわせて研究させていただ

いていますので、よろしく願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） よくわかりました。

では、将来においてはこの介護手当が増える可能性もあるということ認識しておいていいのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 財政的な問題もあります。これもやはり財政当局と十分協議しながら、県内全体の状況を確認しながら、今言ったような趣旨をもう一度研究させていただきますので、よろしく願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） 3点お願いいたします。1点目は、322ページの介護サービス等諸費なのですが、1、居宅介護サービスと2、地域密着型介護サービス、3、施設介護サービスとありますが、それぞれにどれぐらいの方がそれぞれを利用して、全体の割合はどれぐらいなのかと、この1人当たりの諸経費というのがわかりましたらお願いします。

あと、2点目は介護予防サービス諸費が2番ですけれども、介護予防に充てる費用がプラスされていますけれども、介護全体の中で予防に充てる割合というのは年々増えているのか、変わらないのかという、その辺の変動についてお伺いします。

3点目は、328ページの介護予防事業についてなのですが、高齢者は年々増えていくと、ピークが2030年ということであと18年後ぐらいで、私なんかその真っ最中の中に入らと思うのですが、先ほどの質問と重なるのですが、これ介護予防も同時に取り組まないといけなかなと思うのですが、今年度は前年度に比べて減っているということについての何か理由があるのか、お聞かせください。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 323ページの居宅、地域密着、施設介護のほうの利用者の関係でございます。居宅介護につきましては、23年の4月現在では702人でございます。1年さかのぼりまして22年の4月、1年前が646人、それから2年が632人というふうなことでございますので、在宅のほうについては年々利用者も増えてきているというふうなことでございます。それから、密着のほうなのですが、2年から、ちょっと逆になりますけれども、2年で86人、22年で103人、23年で108人ということでございます。それから、施設につきましては、利用者でございますけれども、2年の4月が287人、22年の4月が306人、それから23年の4月が335人というふうなことでございまして、どのサービスも介護認定者の増とともに増加してきているというふうなことでございます。

それから、その下の2番の介護予防サービスなのですが、これについては要支援1、2

の方の給付なのでございますけれども……失礼しました。要支援の方の給付費なのでございますけれども、要支援、要介護というふうな区分けについては平成18年度からできたのですけれども、これにつきましては合計でございますけれども、傾向としては19年で8,100万円、それから20年で8,700万円、21年で9,700万円、22年で1億200万円ですので、少しずつ増加してきていると、要支援1、2の方の給付費についても少しずつ増加してきているというふうなことでございます。

それから、最後の328ページの介護予防事業費のほうなのですけれども、先ほどお話ししました配食サービス、これについては特定高齢者把握ということで、23年度予算ではそのアンケートの配付方法について区長さんを通さないで直接郵送というふうなことで郵送費見ていたのですけれども、その辺について区長さんを通して23年度は行ったというふうなことで、今回も24年度についてもそういうふうな形でさせてもらいたいなというふうなことで、その辺について落とされていますし、先ほど丸山委員さんからちょっとお話がございました生活管理指導のそれについても介護保険事業会計のほうから一般会計のほうに移したと、それが135万円ほどございますので、その辺が影響して前年度よりもこの辺の予算が減ってきているというふうなことでございますので、お願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） ありがとうございます。

この居宅介護、地域密着型介護、あと施設介護とそれぞれ大体だんだん高くなるのだろうと思うのですが、1人当たりに係る諸経費というのがわかりましたらお願いしたい。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 1人当たりの費用額なのでございますけれども、施設サービス全体では月当たり28万5,000円ほどでございます。それから、居宅サービスなのですけれども、地域密着型ではさまざまあるのですけれども、在宅ではお一人当たり1万5,968円でございます。それから、地域密着なのですけれども、ちょっと今グループホームの資料しかないのですけれども、グループホームですと1人当たり26万7,360円と、月当たりでございますけれども、そういうふうな金額になってございます。

○委員長（桐生清太郎君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） なかなか国民年金で介護受けられそうにないなというのを再認識いたしました。でも、今後介護を利用される方がどんどん増えていくわけですから、介護予防も頑張りながら、かつ施設ではなくて地域密着型に取り組まなければ……取り組んでいくという国の方針もそっちのほうを向いているようなのですけれども、介護予防に充てる全体の割合の変動とこのことについての答えをいただいていないので、お願いできないでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） その前に、失礼しました。地域密着型なのですけれども、先ほど

認知症グループホームの件だけでしたけれども、全体でお一人で2万797円でした。先ほどがグループホームで、それから小規模多機能というのがございます。それが1万4,600円ほどでございますし、認知症のデーというのがございまして、それが1万1,000円ほどでございます。

あと、介護予防の割合なのですけれども、これについては地域支援事業というふうなことで給付費の3%を計上してきているわけでございますけれども、給付費が年々どんどん、どんどん大幅に伸びてきているということでございまして、3%、3%でいくと介護保険料にもはね返ってくるものですから、その辺介護予防の事業量は少しずつ増やしてはいきますけれども、パーセントとしては支給金額に占める割合としては、少しずつ介護保険の関係もありまして落としてきているというふうなことでございますので、お願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） ただいま聞いておりますと、私も高齢者の一人に入りますが、いかに施設に入ると市の持ち分が高額であるかということを実は市民の皆さんにもっともっと徹底的に知らせるべきだと私は思います。なぜならば、今回私にすれば高額な介護保険を今度何千円ですか、アップする。年金天引きにすると年金がもうなくなると子供に構われますけれども、そういう大変な状況に置かれるのも結果的には施設をつくることによって、今回24年度はついでに密着型ができます。そうすると、そこにもまた負担が増えます。ですから、すごく市民は私に何で上げるのだというふうなお話が来ますけれども、私は施設というのは応分の負担があるので、介護で見てくれればありがたいのですけれどもねというふうに言っていますので……

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員に申し上げます。要点をまとめて簡潔にお願いします。

○委員（赤塚タイ君） もう少し私にこういう説明と同時にそういう市民に説明をすべきだと私は思うのですが、いかがでしょう。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 介護保険の状況とか、やはり保険料を今回はかなり上げさせてもらうということもありますし、その辺につきましてもやはり市民の方がわかりやすいように今後とも努めてまいりたいというふうに思います。

○委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 赤塚さんのあれとも関連するのだけれども、胎内市の場合は在宅なのか施設なのか、どっちに重点的に力を入れてこれから介護保険制度をやっていくのか。例えば今回の保険料の案にしても、施設は増える、増えるからそれだけのことを支えていかなければならないのだと。さっきの小林委員の話、在宅で本当にお互いに家族で支え合いながらやっても家族手当は5,000円だと。実際赤塚さんの話ではないけれども、施設はいっぱいあるけれども、本当に入れるだけの施設になっているのかと。いろいろ相談来るのというのは、本当に施設に入って

毎月1万円だとか、その施設のあれは払えないというのがほとんどなのだよ。では、家族はその人たちをどうするかといったら、変な言い方すれば、ばあちゃんどこかあんた入っていて、とりあえず。どちらか入れるからというふうなところまで、本当に家族としての惨めさが最近本当に胎内市の中でも出ているのだよね。親子の触れ合いどころではない。実際生活ができるかできないかなのですよ。

だから、例えば介護保険料の丸山さんですね、4割アップ、3年間は料金改定がないのであれば、ある程度余裕が出るのであれば逆にサービスに、その期間だけでも重点的なだれもが受けられるようなサービスをやはり考えると、本当に胎内市の介護保険制度というのはこのままいったら皆さん市民に喜ばれているような当初の目的に沿った内容になっているのか、私は甚だ疑問だと思うのです。保険料ばかりばんばん上がっていく、しかし受けたいけれども、受けられない、ではどうするのだというのが私は現状ではないかと思うのだけれども、その辺どうなのですかね、進むべき道、胎内市として。在宅なのか施設なのか、施設の場合には本当に皆さんが望んだサービスを受けられればいいけれども、これはお金あるかないか、またいろいろ関係してくる面も多いのだけれども、そういったものを独自でこれからもう考えていかなければならない時代に来ているのではないかと思うのですけれども、ご見解をお願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） ただいまの質問であります、やはり在宅も大勢の方がいるそうでありますが、特老に入る人も百七十何人残っているそうであります。したがいまして、この施設につきましては三、四できるわけでありますけれども、皆様にやはり喜んでもらうような基本的な考えで進めさせていただきたいと思っております。ただ、先ほど質問ありました施設が多くなりますとどうしても介護料保険が高くなっていくわけありますので、これらをいかにして市民の方にPRするか、これが何で上がるのかということをややはり徹底した広報等にPRしたい思いますので、その点ご理解をお願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、保留された答弁を除いて議第4号の質疑を打ち切ります。

次に、議第5号 平成24年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般、債務負担行為及び一時借入金について質疑を行います。ご質疑願います。

新治委員。

○委員（新治ひで子君） お願いします。3点あります。365ページです。職員3人の給料が出ていますけれども、これは医師の給料も含まれているのかなと思っております、含まれているかどうか。あと、もしお医者さんだとしたらこの診療所のお医者さん、医師に定年はないと聞きますけれど

も、定年があるかどうか。

2点目が、往診もされているのかどうか。

3点ではないのですが、あと患者数の推移ですけれども、横ばいなのか、増えているのか、減少傾向なのか。

以上、お願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 今の質問でありますけれども、1点目の職員3人の中には内科医師も含まれております。あと、事務職員、それから看護職員ということで3人です。それから、定年退職は65歳であります。

それから、往診は行っています。

それから、患者数について、内科につきましては横ばいということで報告しています。

以上です。

○委員長（桐生清太郎君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） 定年が65歳ということですが、まだ何年か残されていらっしゃるかどうかと、往診もされるということですが、今後在宅を支える医療として在宅医療、訪問医療というのが国のほうでも進められて、それがこの地域密着型サービスとあわせながら最後がん治療を在宅で死を迎えるということを今後取り組むということらしいですが、その辺の取り組みについてこの黒川診療所が取り組んでいるのか。なければ、今後の方針についてお伺いします。

○委員長（桐生清太郎君） 三宅総務課長。

○総務課長（三宅政一君） 医師の定年についてお答え申し上げます。

医師につきましては、従来職員については60歳という形の中で推移してきましたけれども、年齢がそれを超えたということで、逐次年齢に合わせた形での定年延長という措置を講じてきております。現在の医師にかわる新たな医師の確保という面についてはなかなか難しい問題でありますので、後継医師が見つかるまでの間は、現在の医師が十分また医療業務をこなせるという前提の中では延長ということも考えた中で対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくようお願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 在宅医療ということでありますけれども、今医師とは別にそういった話の議論はありませんし、していません。ただ、医師も往診等地域のほうに回って、やはり信頼される診療所ということで一生懸命やっております。その中で、家族の方、また今非常に大きな病院からそういった相談があればそういうような方法、システム的なもので対応できるのかということで、ただ診療所先生1人しかいませんし、スタッフも本当に限られたものの中です。そういった在宅医療、特に大きい治療された方の最終的な自宅で過ごして

もらうという意味ではどういう、専門的なところの部分を負われるところが多いと思いますので、そういったところは専門医である先生といろいろお話を確認しながらしてくれると思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないので、以上で議第5号の質疑を打ち切ります。

次に、議第6号 平成24年度胎内市農業集落排水事業特別会計予算について質疑を行います。予算全般、債務負担行為及び地方債、一時借入金について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないので、以上で議第6号の質疑を打ち切ります。

次に、議第7号 平成24年度胎内市簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般、債務負担行為、地方債及び一時借入金について質疑を行います。ご質疑願います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないので、以上で議第7号の質疑を打ち切ります。

次に、議第8号 平成24年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般について質疑を行います。ご質疑願います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないので、以上で議第8号の質疑を打ち切ります。

次に、議第9号 平成24年度胎内市観光事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般、一時借入金及び歳出予算の流用について質疑を行います。ご質疑願います。

松浦委員。

○委員（松浦富士夫君） 1点お願いします。499ページの公有財産購入費の駐車場用地取得費とあるのですが、この取得する場所と面積はどのくらいなのか、お願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤茂雄君） お答えいたします。

公有財産購入費でございますが、駐車場用地取得費ということで、これにつきましては平成17年から今回の平成25年度までということで今163万4,000円お願いをしております。場所的には、風倉のほうの駐車場のところの入り口のところの用地でございます。計画的にお願いをしているものでございます。面積につきましては、ちょっと今この後報告させていただきます。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 474ページの歳入ですが、歳入の諸収入の一番最後、雑入2,000万円もの収

入が雑入ということは、この内容はどのようなのかということと、相変わらず一般会計に頼らざるを得ないというような経営状況なわけですが、市長はプライマリーバランスゼロと限りなく近づけてとっておりますが、そうそうこういう世代になりますと、そんなに思ったようには順調に進むとも思われませんが、こういう状態が何年くらい続いたとき軌道修正する気があるのか、それともこういう状況でもずっと継続していかなければならないという気持ちでおられるのか、その点2点お願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） このプライマリーバランスの関係が出ましたのですが、大変申しわけないのですけれども、何年度まではこれやりますということをやっと見込み立てられません。したがって、毎年毎年努力しているのでありますので、この辺ちょっとご理解をしていただければありがたいと思います。特にロイヤルの関係につきましても、いろいろ努力しているのありますが、早ければ早いほどゼロにしていきたいと努力はしているわけでありまして、全体的に見ましても樽ヶ橋とかいろいろな施設もあるわけでありまして、十分最大限努力して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤茂雄君） それでは、私のほうから雑入のほうについてご説明申し上げます。

489ページのほうを見ていただければと思いますが、大きいところでは旅行あっせん業が雑入の収入になってございます。また、風倉の光熱水費がこれがスキー場ロッジポプラ、リフト、それからみゆき庵の光熱水費が雑入というような形をお願いをしているものでございます。よろしくをお願いします。

それと、先ほどの駐車場の面積ですが、9,319平方メートルでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 市長はいつまでこういう継続できるか、するかしないかは言明できないということと、その裏を裏返しすれば状況によっては軌道修正もあり得るニュアンスと私は受けとめますが、市長が一生懸命この事業にそれこそ政治生命とは言わないけれども、それぐらいかけてやられておられる姿勢は理解しておりますけれども、でも社会現象によっては全然違った方向が出てくる場合がありますので、その辺も考慮してこの事業を進めていただきたいなと、そういうふうを考えています。

○委員長（桐生清太郎君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） 計画では、2年度一区切りしまして、25年度からまた新しくスタートするわけでありまして、やはり計画、目標を立てて、それに沿うように努力はしていきたいと思っておりますが、何年度には絶対大丈夫だということを私から言われませんので、その辺ご理解をお願いした

い。ただ、目標を数値をきちんとできるように努力してまいりたいと思いますので、お願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） 495ページの樽ヶ橋遊園の工事請負費の中身が看板で聞いたように思うのですが、場所は1カ所でしょうか、内容についてお伺いします。

○委員長（桐生清太郎君） 佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤茂雄君） そのとおりでございますが、2つございまして、駐車場の入り口看板というのと、それから園内の排水管の設置工事、これを2つ予定してございます。よろしくお願いたします。

○委員長（桐生清太郎君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） とても入場者が多かったということで予算も約倍と、歳入歳出どちらも2倍予定されていますが、あそこまで行かないとわからないという声を聞くのですが、どこか途中に、7号線沿いでもどこでも、何か現地よりどこかわかりやすいところにもう一カ所という考えはお持ちでなかったでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤茂雄君） これにつきましても、看板を今やっておりますが、追分のところで新しいものを今計画をしております。そういうところに案内看板を設置をすると、中に入れるというようなことで今計画をしております。よろしくお願いたします。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 全般ということでお聞きしますが、マスタープランの中でロイヤルとかみゆき庵でお客様に対するアンケートを実施して改善していくのだよということで、2年度からは積極的にやっていきたいという話なのですが、具体的にどういうふうなアンケートを実施して、そのアンケート調査に基づいてどうアクションを起こしていくのかなという質問です。お願いたします。

○委員長（桐生清太郎君） 佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤茂雄君） これにつきましても、株式会社胎内リゾートのほうでやっていたいておりますが、新潟市で一般の人たちに集まっていただきまして、ご意見、いわゆる胎内を知っていますか、胎内に求めるものは何ですか、今自分たちが行きたいところは何ですかというような五、六人グループに分かれて聞き取り調査をやってございます。そのほかに、これは前からでございますが、ホテルの泊まった方々に今までホテルの内容はどうでしたか、遊びに行くのはどこがいいですかというアンケート、そういうのを総称しまして2年度の営業体制に持っていくということでお話を伺ってございます。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

- 委員（薄田 智君） やはりサービス業というのは、利用者の感じ方という思いというのが非常にやはり重要になると思うのです。ですから、その利用者のアンケート本当に大事なので、それを生かした中で改善していくというものを、もうちょっと目に見えるような形で改善をしていてほしいなというふうに思いますが、どうお考えか、お聞かせください。
- 委員長（桐生清太郎君） 佐藤商工観光課長。
- 商工観光課長（佐藤茂雄君） そのとおりだと思います。そこら辺も入れまして、やはり住民、いわゆる利用者の皆さんのニーズに沿ったもの、それからそういう意見を生かした中での営業というようなことは本当に一番大切だと思いますので、そこら辺も含めてよく検討して、またリゾートと相談してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。
- 委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺 俊君） 499ページの工事請負費で製粉設備整備工事、これはソバ粉なのでしょうか、それから前のページの胎内高原ビール園の件ですけれども、補助金の関係で国と県と協議して事業の休止を検討していくと、それが円満にいったら民間に貸し出したり、あるいはグリーンツーリズムに活用していきたいということなのですけれども、それは2年度でそのとおりに円満にいくのでしょうかね。
- 委員長（桐生清太郎君） 佐藤商工観光課長。
- 商工観光課長（佐藤茂雄君） 1点目の15節工事請負費の製粉設備工事でございますが、これはお話のとおりそば処の石うすの設備の機械工事でございます。
- 委員長（桐生清太郎君） 高橋農林水産課長。
- 農林水産課長（高橋 晃君） ビール園のことについてご質問いただきました。県と協議した中で円満に解決できるかということでございますけれども、できるということですんでいます。
- 委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺 俊君） その結果が民間に貸し出すということですが、既にそれはアクションを起こしているのですか。
- 委員長（桐生清太郎君） 高橋農林水産課長。
- 農林水産課長（高橋 晃君） 今どこどこやっておりますというようなことで公表できるような段階ではございませんけれども、民間の方と二、三話はしております。
- 委員長（桐生清太郎君） 小林委員。
- 委員（小林兼由君） 先ほどの課長の答弁で、いろいろアンケートをとりながら誘客を図っている、努力されている、その点は本当に認めますけれども、初めてのお客ばかり注目ではなくて、こういう観光事業というものは来た人をまた次へ足運ばせるその施策がないと、ああ、あんなところへ行ったらいいが、あと行かなくてもいいというような施設では、幾ら宣伝してもだんだん客が離れるわけですので、ともかく行って楽しかった、おもしろかったという、そういうサービ

スですね、それも十分考えて誘客の中に入れていただきたいと思います。期待しています。

○委員長（桐生清太郎君） 答弁いいですか。

○委員（小林兼由君） いいです。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で議第9号の質疑を打ち切ります。

次に、議第10号 平成24年度胎内市地域産業振興事業特別会計予算について質疑を行います。
予算全般及び一時借入金について質疑を行います。ご質疑願います。

丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 初日の説明のところであったのかどうかかわからないので、もう一度お聞き
しますけれども、54ページ、公債費の元金8,924万円があります。それで、548ページの見込額
が3,041万9,000円しかないのだけれども、この差額5,800万円というのはどう考えたらいいのか。

○委員長（桐生清太郎君） 高橋農林水産課長。

○農林水産課長（高橋 晃君） これは起債の借りかえになります。現在残高をそっくりまた別の
ものを借りて、いったん返しという作業になります。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） これは今年度に限りそういうことを検討しているということですか。そう
すると、もう一度、では借りかえする前と後でどうなるかというのをもうちょっとわかりやすく
説明してください。

○委員長（桐生清太郎君） 高橋農林水産課長。

○農林水産課長（高橋 晃君） これにつきましては、10年に1回借りかえをするということをし
ております。これについては、金利等の問題もあって、できるだけ不利にならない、有利になる
ようにというようなことでの措置でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） もう一度お聞きしますが、借りかえをするのだけれども、10年に1度とい
うことなのだけれども、償還は24年度は3,000万円だと、ただ公債費では8,900万円あるけれども、
その差額がでは減るということで理解していいのですか。ちょっとよくわからないので、もう一
回お願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 高橋農林水産課長。

○農林水産課長（高橋 晃君） 差額がその年の償還分に当たるということです。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） そうすると、約5,800万円がその年の額に当たるということで理解してい
いわけですか。

- 委員長（桐生清太郎君） 高橋農林水産課長。
- 農林水産課長（高橋 晃君） 3,042万円ということになります、差額がですね。その3,042万円が償還金ということになります。
- 委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。
- 委員（丸山孝博君） それはわかるのですけれども、そうすると541ページにある公債費の元金というのは、8,900万円というのはどう考えたらいいのですか。普通、公債費の元金と見込みの額というのは一致するではないですか、どの会計でも。たまたま今回は1年に1度の借りかえがあって差が出るという説明なのですけれども、いまいちちょっとまだ理解ができないので、お願いをしたいということです。
- 委員長（桐生清太郎君） 高橋農林水産課長。
- 農林水産課長（高橋 晃君） 541ページの8,924万円、これにつきましては本来2段書きにして、その年の償還金分幾ら、そして借りかえ分幾らというふうな表記をすればわかりやすかったのですけれども、このところが合算で8,924万円というような金額が入っているということでご理解いただきたいと思います。
- 委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。
- 委員（丸山孝博君） 2段書きにするとどうなるか、済みませんが、教えてもらえますか。5,882万円かな。
- 委員長（桐生清太郎君） 高橋農林水産課長。
- 農林水産課長（高橋 晃君） 2段書きにいたしますと、1つが5,882万円、残りがその差額になりますので、3,042万円という2段書きになります。
- 委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺 俊君） 535ページお願いします。米粉製造施設運営費ですけれども、きのう農山漁村活性化プロジェクトの交付金で聞いたときに255という数字課長からお聞きして、それが結局新潟製粉さんの事業計画書、収支予算書ともらった中でどこに反映しているのかなど、この数字に。要するに米粉を小国製麺さんで利用するわけですよ。それが購入先は新潟製粉さんだと、そうするとそれだけのある一定の量を2年度使うとなれば、新潟製粉さんでもこの計画書の中に盛り込まれていると思うのですけれども、昨年の計画書とことしの計画書を見てどこに入っているのかなど。
- 委員長（桐生清太郎君） 丹呉副市長。
- 副市長（丹呉秀博君） この新潟製粉の事業報告の1ページ目といえいいのでしょうか、2段の表がございませぬけれども、この委託製粉の3,029トンですね、この中に含まれております。ですから、どこに幾ら、どこに幾らというわけでなくて……
- 委員（渡辺 俊君） 我々これもらったわけですよ、この前。

〔「最終日の報告書」と呼ぶ者あり〕

○副市長（丹呉秀博君） 済みません。資料ちょっと間違えましたけれども、議運でお配りした1ページ目の委託製粉ございますけれども、ここの2,800トン、この中に含まれております。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で議第10号の質疑を打ち切ります。

次に、議第11号 平成24年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で議第11号の質疑を打ち切ります。

これで本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は、あす午前10時より議第12号から議第14号までの質疑及び議第1号から議第14号までの採決並びに委員会として付すべき意見の聴取を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時38分 散会